

**<重要>：大切な案内です。必ず本日中に保護者の方へ渡してください。**

2019年9月2日

高 校 生

保 護 者 各 位 **(兵庫県在住の方)**

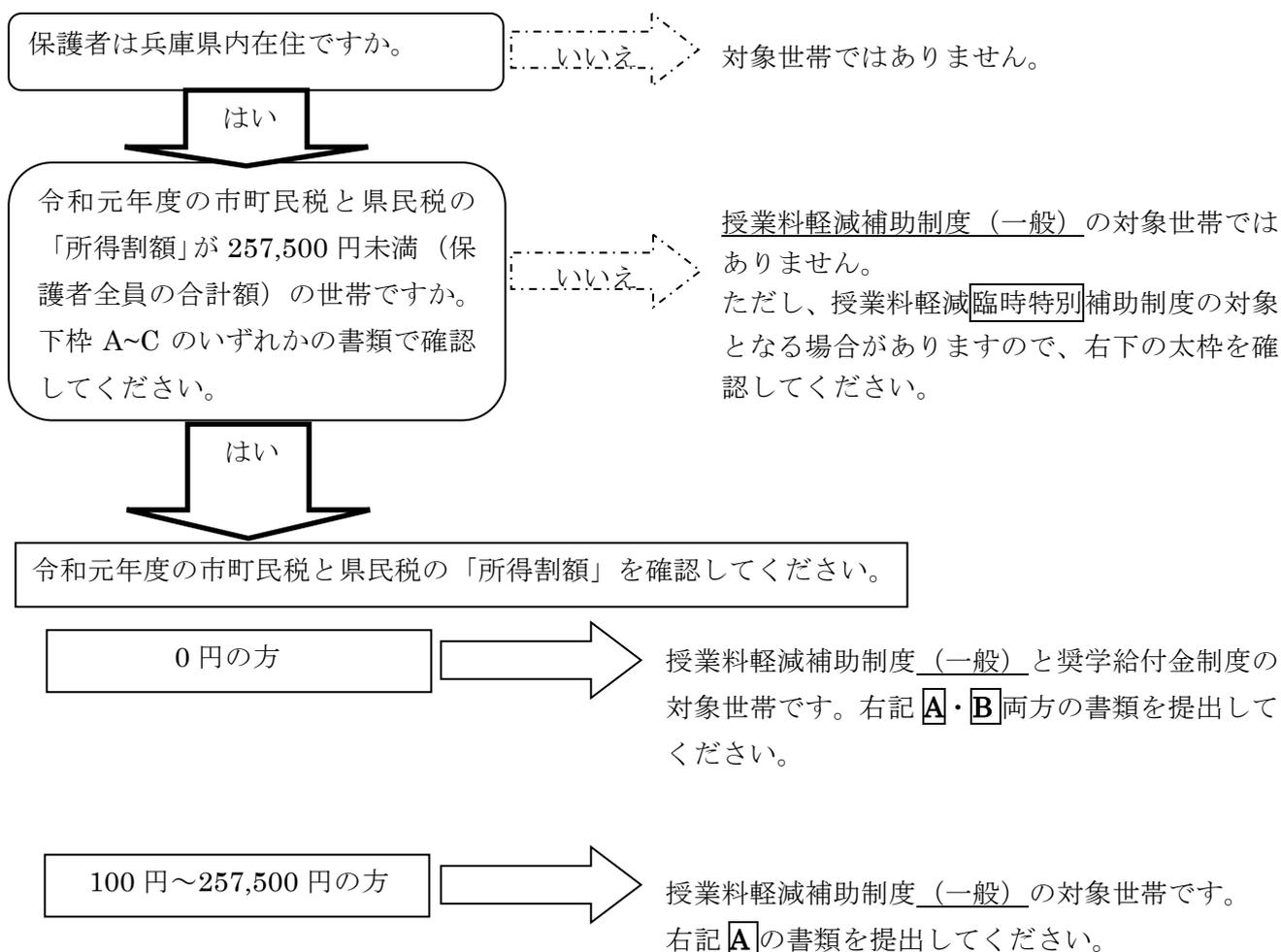
親和女子高等学校 事務局

令和元年度 私立高等学校等生徒授業料軽減補助制度および奨学給付金制度について

標記の制度について、兵庫県作成の案内書類（**兵庫県私立高等学校生徒 授業料軽減補助制度（一般）**）を配布します。また、**兵庫県私立高等学校等奨学給付金制度**についてはホームページに掲載しています。この制度を利用できる世帯は、条件に該当される世帯のみですので、下記の制度適用フローチャートで確認の上、対象世帯の方は申請書類を **9月10日(火)までに、直接事務局へ**提出してください。（郵送可）

記

<フローチャート>



--- 所得割額については以下の書類から確認ができます ---

- A. 令和元年度特別徴収税額決定通知書※お勤めされている方（今年5月～6月に職場から配布・長細い用紙）
- B. 令和元年度納税通知書および明細書※自営業の方（ご自宅へ届いています。冊子状）
- C. 令和元年度 課税（非課税）証明書※A・Bの書類が無い方（市(区)役所等で取得）

- 税額控除後の所得割額で判定してください。
- 源泉徴収票では確認できません。

■ 提出書類について

**A** 授業料軽減補助制度(一般)

- ・令和元年度 授業料軽減補助金申請書 (A4 片面/ 様式第 1 号)

**B** 奨学給付金制度 (リーフレットはホームページに掲載しています)

- ・令和元年度兵庫県私立高等学校等奨学給付金支給申請書 (兼受給資格認定申請書)  
(A4 両面/様式第 1 号)

- ・世帯全員分の住民票 (原本) (令和元年 7 月 1 日以降発行のもの)
- ・保護者全員の収入を証明する書類 (原本) A~C のいずれか

- A. 令和元年度特別徴収税額決定通知書(コピー可)
- B. 令和元年度納税通知書および明細書(コピー可)
- C. 令和元年度 課税 (非課税) 証明書(原本)

※他制度でマイナンバーを提出している方も、今回課税証明書が必要です。

※控除対象配偶者の場合も、親権者全員の課税証明書が必要です。

- ・生徒本人と、保護者が扶養する 15 歳以上 23 歳未満 (中学生を除く) の兄弟姉妹の健康保険証のコピー
- ・(該当者のみ) 他校へ申請している兄弟姉妹がいる場合、その兄弟姉妹の奨学給付金支給申請書のコピー
- ・(該当者のみ) 授業料引落口座以外の口座へ振込を希望する場合、通帳またはキャッシュカードのコピー

■ 提出期限 (**A**・**B**・いずれも) **2019 年 9 月 10 日 (火) ※厳守**

- ・期限までに提出が無い場合は、所得超過により申請されないものと判断します。
- ・事情により提出が遅れる場合は、必ず事務局へご連絡ください。

■ 問い合わせ先 事務局 TEL:078-854-3800 (月~金 9:00-17:00) 庶務担当まで

■ 留意事項

- (1) 授業料軽減補助制度(一般)の対象世帯の方で、兵庫県作成のリーフレットの“<ご注意>欄の三つ目の※印”に記載の“令和元年中(平成 31 年 1 月~令和元年 12 月)の所得が、平成 30 年 4 月 1 日以降に生じた特別な事情(転退職や入院等)により、見込み所得での判定”を希望される場合は、直接事務局へお問い合わせください。(下記の太枠にある授業料軽減**臨時特別**補助制度のことはありません。)
- (2) 不採用の方へのみ、10 月下旬に書面で通知いたします。採用内定者へ通知はありません。
- (3) 採用者へは、兵庫県より連絡があり次第、決定通知を配布し、授業料引落口座へ送金する予定ですので、通知があるまでお待ちください。(例年、1 月下旬)

— 授業料軽減**臨時特別**補助制度について —

令和元年(平成 31 年 1 月~令和元年 12 月)の収入が、平成 30 年 4 月 1 日以降に発生した**経済的不況に起因する失業・倒産により**、**約 590 万円未満の見込み**である方は、この制度の対象となる場合がありますので、**2019 年 9 月 10 日 (火) までに**、直接事務局へご連絡ください。(自己都合による退職や死別・離婚による収入減は対象外です。)

※収入**見込額**を証明する書類(離職までの源泉徴収票等)から算出した額と、扶養親族数により、「市町民税所得割額と県民税所得割額の合算見込額」を計算し、兵庫県が採否を算定します。

(提出書類) 授業料軽減申請書・離職票・住民票・離職までの源泉徴収票・申立書等

※事由により、他の書類を提出していただく場合もあります。